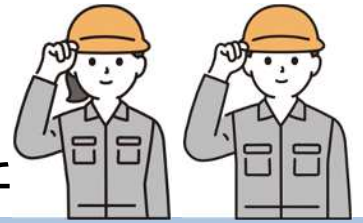


浜松市では令和7年5月26日から

# 盛土規制法の運用を開始しました



盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、旧宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が施行されました。

浜松市では令和7年5月26日に市の全域を新たな規制区域に指定するとともに盛土規制法の運用を開始しました。

**盛土等を行う場合は事前に浜松市長の許可が必要になります！**

## 許可が必要な規模

### <土地の形質の変更>

要件	① 盛土で高さが1m超の崖を生じるもの	② 切土で高さが2m超の崖を生じるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生じるもの(①、②を除く)	④ 盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

### <土石の堆積>

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

※「崖」とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものは除く）以外のものをいう。

市ホームページに、盛土規制法の概要、規制区域、規制対象となる行為についての説明のページを設けて、令和7年3月に開催した説明会の動画（概要・手続き等・技術基準など）を公開しています。

あわせて、許可等の申請に関する手続きや様式、手引きも掲載しています。許可申請にあたっては、資料を参考に手続きをお進めいただきますようお願いいたします。

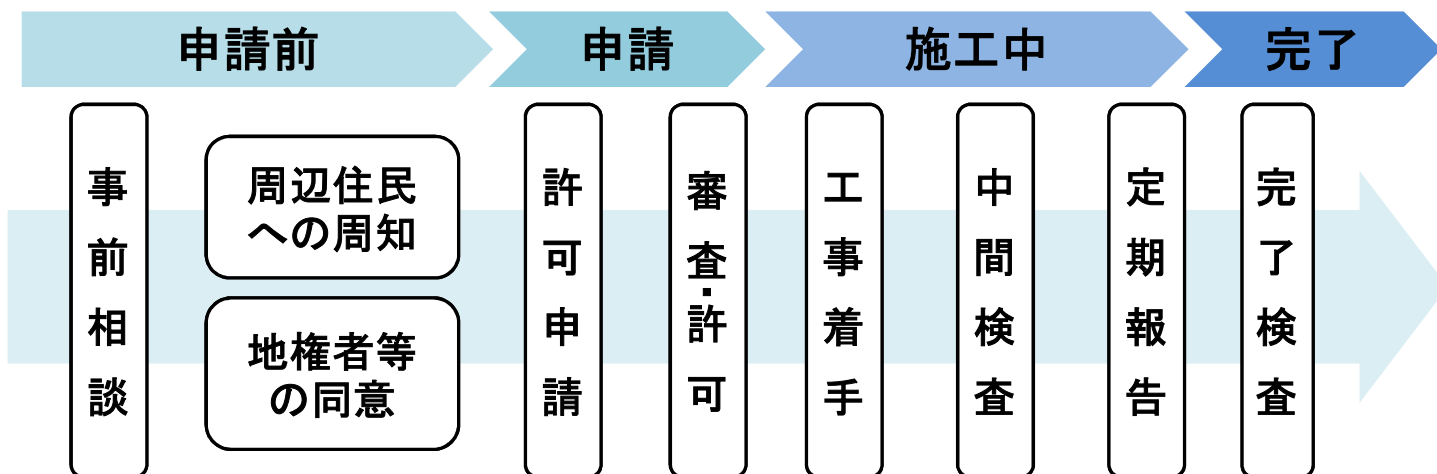


<市HP 概要>



<市HP 手続き>

## 許可申請から工事完了までの流れ



- ポイント① 事前に工事箇所周辺の住民への工事内容の周知が必要になります
- ポイント② 工事を行う土地の所有者等全員から同意を得ることが必要になります
- ポイント③ 土地の見やすい場所に必要事項を記載した標識を掲げる必要があります
- ポイント④ 一定規模を超える盛土等で特定の工程を含む工事については、工程ごとに中間検査を受ける必要があります
- ポイント⑤ 一定規模を超える盛土等については、3ヶ月ごとに工事の実施状況について報告をする義務が生じます

## 静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例について

以下の事業については、県条例の届出が必要となります。

- ・盛土規制法の対象となる盛土、土石の堆積
- ・埋立て（建築物や工作物の解体・撤去に伴う埋立てを除く。）

ただし、1,000㎡未満、切土、事業区域内において採取された土石のみを用いて行う行為は、届出不要です。

## 衛星監視

浜松市では、不法・危険盛土等を早期に発見するため、衛星画像を活用した盛土監視を行っています。

これにより、山間部を含め市全域に、監視の目が行き届くようにしております。



## 盛土通報について

浜松市では、不適切な盛土や既存の盛土の異常を早期に発見し、迅速かつ適切に対応するため、盛土等の通報窓口を設けました。

不適切と思われる盛土等を発見した際はご通報頂きますようご協力お願いします。

危険な盛土  
があります！

盛土が割れ  
ています！

擁壁に亀裂が  
入っています！



浜松市公式LINEから  
簡単に通報できます



<通報サービス いっちゃお！>

## ●お問い合わせ先

浜松市 都市整備部 盛土対策課 TEL:053-457-2307  
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2